

議第21号

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅館業法施行条例(平成16年滋賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「ホテル営業および旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第1条第1項第11号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準および同条第2項第10号の条例で定める旅館営業」を「第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業」に改める。

第6条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「同条第4項第5号」を「同条第3項第5号」に改める。

別表第1第3項を削り、同表第4項を同表第3項とし、同表第5項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同表第4項とし、同表第6項を同表第5項とし、同表第7項を同表第6項とする。

別表第2中「ホテル営業および旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同表第1項第2号および第3号を次のように改める。

(2) 窓その他の開口部により十分に採光のできる構造とすること。

(3) 適当な換気装置がある場合その他宿泊者の衛生上支障がない場合を除き、窓その他の開口部により衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とすること。

別表第2第1項第4号を削り、同表第2項中「その他これに類する設備」を削り、同表第3項第1号中「床面および浴槽の底面は、排水を容易に行うことができるよう適当な勾配^{こう}を設け、かつ」を「衛生上支障がないよう」に改める。

別表第3第2項を削り、同表第1項の項番号を削る。

(滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2条に規定するホテル営業、旅館営業および」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業および同条第3項に規定する」に改める。

(滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「ホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業、同条第4項」を「旅館・ホテル営業、同条第3項」に改める。

(滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「ホテル営業および同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。